ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

令和８年２月１８日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

２．令和８年度における臨時応急的な見直し

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1（1）処遇改善加算の拡充①

概要

○ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置

○ 具体的には以下の措置を講じる（併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる）。【告示改正・令和8年6月施行 】
① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する（加算率の引上げ）
② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

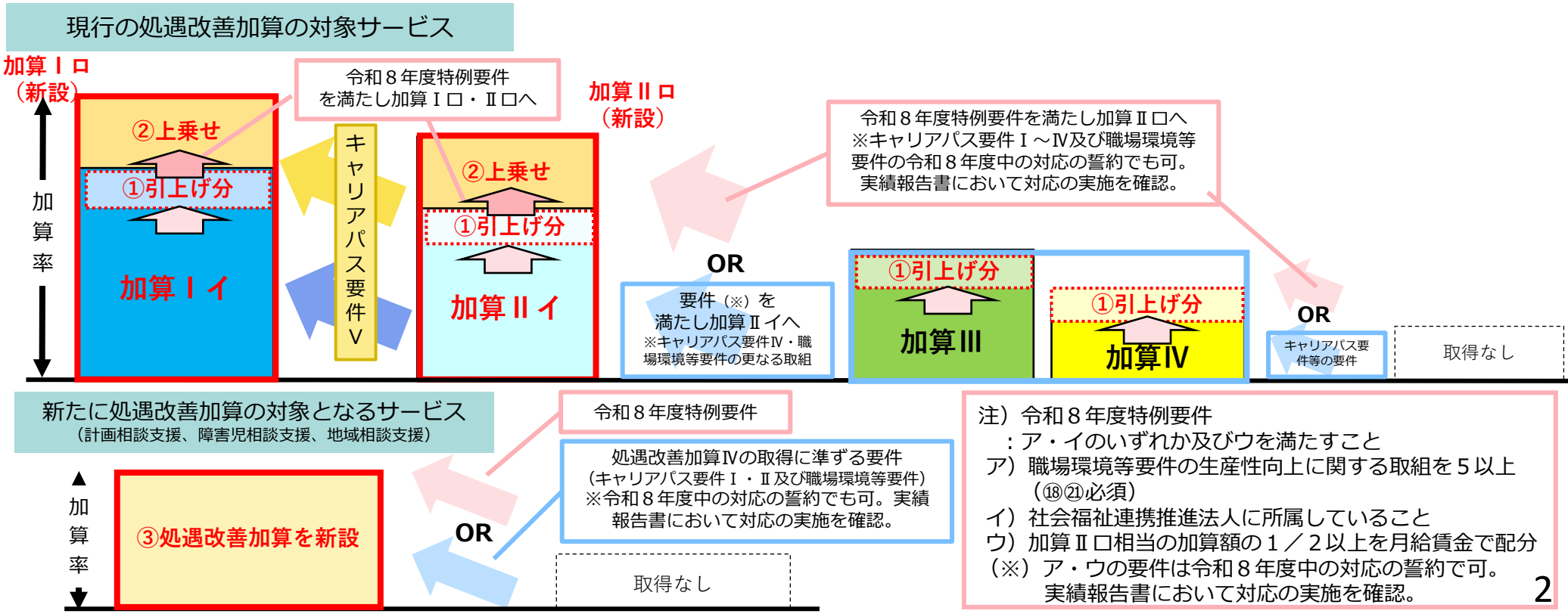

注）令和８年度特例要件
：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア）職場環境等要件の生産性向上に関する取組を５以上（⑱㉑必須）
イ）社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ）加算Ⅱロ相当の加算額の１／２以上を月給賃金で配分
（※）ア・ウの要件は令和８年度中の対応の誓約で可。
実績報告書において対応の実施を確認。

1（1）処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援Ａ型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援Ｂ型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助（介護サービス包括型 ）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※　福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。
　　加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

1（1）処遇改善加算の拡充③

算定要件等

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ）			
		・加算Ⅳ相当額の２分の１以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善（職場環境等要件）		○（※１）	○（※１）	◎（※２・３）	◎（※２・３）
昇給の仕組み（キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円（キャリアパス要件Ⅳ）				○（※３）	○（※３）
経験・技能のある介護職員（キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和８年度特例要件

生産性向上や協働化の取組（※４）

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和８年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の福祉・介護職員分の
加算率を上乗せ

注）新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和８年度特例要件により算定可能　※加算Ⅳに準ずる要件は令和８年度中の対応の誓約で可

（※１）a.区分ごとにそれぞれ１つ以上（生産性向上は２つ以上）＋ b.全体から８以上（＊）
（※２）c.区分ごとにそれぞれ２つ以上（生産性向上は３つ以上・⑱必須）＋ d.全体から14以上（＊）
（※３）d 又は e.キャリアパス要件Ⅳ（＊）のいずれかを満たしていれば可
（※４）令和８年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
　ア）職場環境等要件の生産性向上に関する取組を５つ以上（⑱㉑必須）（＊）
　イ）社会福祉連携推進法人に所属していること
　ウ）加算Ⅱロ相当の加算額の２分の１以上を月給賃金で配分（＊）
（＊）b・d・e・ア・ウの要件は令和８年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

（参考）職場環境等要件（令和８年度）

・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ　：以下の**区分ごとにそれぞれ１つ以上（生産性向上は２つ以上）**　＋　**全体から８**
・ 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ　：以下の**区分ごとにそれぞれ２つ以上（生産性向上は３つ以上うち⑱は必須）**　＋　**全体から14**

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、１週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うＩＣＴインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

1（2）国庫負担基準の見直し

概要

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

○　障害者総合支援法では、障害福祉サービスに係る国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービス提供のばらつきをなくすため、訪問系サービスにおける市町村に対する国庫負担の上限を定めている。

○　今般、処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正を行う。【告示改正・令和8年6月施行】

単位数

○令和６年４月～

居宅介護利用者

区分1	3,100単位（ 6,410単位）
区分2	4,010単位（ 7,270単位）
区分3	5,890単位（ 9,190単位）
区分4	11,070単位（14,320単位）
区分5	17,730単位（20,980単位）
区分6	25,500単位（28,800単位）
障害児	9,950単位（13,270単位）

※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

（介護保険対象者）

区分5	1,100単位
区分6	1,810単位

重度訪問介護利用者

区分4	28,940単位
区分5	36,270単位
区分6	62,050単位

（介護保険対象者）

区分4	14,620単位
区分5	15,290単位
区分6	22,910単位

同行援護利用者

区分に関わらず	13,870単位

行動援護利用者

区分3	15,680単位
区分4	21,130単位
区分5	28,100単位
区分6	36,520単位
障害児	19,950単位

重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,480単位
介護保険対象者	67,680単位

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

区分6	74,310単位
介護保険対象者	45,510単位

○令和８年６月～

居宅介護利用者

区分1	3,170単位（6,550単位）
区分2	4,090単位（7,420単位）
区分3	6,010単位（9,380単位）
区分4	11,300単位（14,620単位）
区分5	18,100単位（21,420単位）
区分6	26,040単位（29,410単位）
障害児	10,160単位（13,550単位）

※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

（介護保険対象者）

区分5	1,120単位
区分6	1,850単位

重度訪問介護利用者

区分4	29,400単位
区分5	36,850単位
区分6	63,040単位

（介護保険対象者）

区分4	14,780単位
区分5	15,430単位
区分6	23,130単位

同行援護利用者

区分に関わらず	14,670単位

行動援護利用者

区分3	16,100単位
区分4	21,700単位
区分5	28,860単位
区分6	37,510単位
障害児	20,490単位

重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,870単位
介護保険対象者	67,950単位

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

区分6	75,870単位
介護保険対象者	46,460単位

2（1）就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

○　就労継続支援Ａ型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している（就労移行支援体制加算）。

○　この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。

○　本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和８年４月施行 】

算定要件等

○　就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。

○　また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※　令和９年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

（参考）就労移行支援体制加算

・一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算

・前年度において、就労継続支援Ａ型等を受けた後に一般就労へ移行し、６月以上就労継続している者が１名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算

・この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去３年間で算定実績がある場合は算定不可（都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る）としている（R6報酬改定）

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

○　平均工賃月額の算定方式の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

○　基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
　※　基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅（約6千円）の1／2である3千円に留める

○　併せて、下記の配慮措置を講じる。
・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

（参考）平均工賃月額の算定方法の見直し（令和６年度報酬改定）
　障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

○　前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
ア　前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ　前年度に支払った工賃総額を算出
ウ　工賃総額（イ）÷工賃支払対象者の総数（ア）により１人当たり平均工賃月額を算出
※ただし、障害基礎年金１級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】
年間工賃支払総額　÷（年間延べ利用者数÷年間開所日数）÷　12月

※　上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

○定員20人以下の場合

＜現行＞		＜改定後＞	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位	(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位	(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	812単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位	(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位	(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	781単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位	(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	758単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位	(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	738単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位	(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	726単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位	(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	705単位
		(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	703単位
		(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	682単位
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	746単位	(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	746単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	717単位	(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	724単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	676単位	(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	660単位	(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	696単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位	(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	676単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	624単位	(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	660単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位	(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	641単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位	(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	637単位
		(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	624単位
		(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	606単位
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	700単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	636単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	620単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	600単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	586単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	688単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	625単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	609単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	589単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	575単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	700単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	679単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	654単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	636単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	620単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	602単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	600単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	586単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	569単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	688単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	668単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	643単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	625単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	609単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	591単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	589単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	575単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	558単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	605単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	590単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	570単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	621単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	605単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	590単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	573単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	570単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

○定員20人以下の場合

＜現行＞		＜改定後＞	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	748単位	(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	748単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	716単位	(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	726単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	669単位	(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	716単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	649単位	(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	695単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位	(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	669単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	614単位	(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	649単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位	(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	637単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位	(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	618単位
		(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	614単位
		(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	596単位
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位	(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	637単位	(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	596単位	(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	580単位	(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	619単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	557単位	(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	596単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	544単位	(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	580単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位	(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位	(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	557単位
		(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	544単位
		(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	528単位
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	625単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	599単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	561単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	545単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	525単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	511単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	614単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	588単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	551単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	535単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	515単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	501単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	625単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	607単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	599単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	582単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	561単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	545単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	529単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	525単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	511単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	496単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	614単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	596単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	588単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	571単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	551単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	535単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	519単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	515単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	501単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	486単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位

2（2）就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員81人以上の場合

（一） 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	594単位
（二） 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	568単位
（三） 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	533単位
（四） 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	518単位
（五） 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	498単位
（六） 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	485単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位

＜改定後＞

（一） 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	594単位
（A） 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	577単位
（二） 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	568単位
（B） 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	552単位
（三） 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	533単位
（C・四） 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	518単位
（D） 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	503単位
（五） 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	498単位
（E・六） 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	485単位
（F） 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	471単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	682単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	611単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	594単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	572単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	609単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	547単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	532単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	511単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	497単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	682単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	662単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	634単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	611単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	594単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	577単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	572単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	609単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	591単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	567単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	547単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	532単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	517単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	511単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	497単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	483単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	564単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	541単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	508単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	493単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	474単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	461単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位

○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	554単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	530単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	498単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	483単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	465単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	452単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

＜改定後＞

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	564単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	548単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	541単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	525単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	508単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	493単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	479単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	474単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	461単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	448単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	554単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	538単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	530単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	515単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	498単位
(C) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合	484単位
(四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合	483単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	469単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	465単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	452単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	439単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

2（2）就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

【就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

＜現行＞

○定員81人以上の場合

（一） 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	535単位
（二） 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	512単位
（三） 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	480単位
（四） 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	467単位
（五） 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	449単位
（六） 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	437単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位

＜改定後＞

（一） 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	535単位
（A） 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	519単位
（二） 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	512単位
（B） 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	497単位
（三） 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	480単位
（C・四） 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	467単位
（D） 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	453単位
（五） 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	449単位
（E・六） 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	437単位
（F） 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	424単位
（七） 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
（八） 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位

（参考）就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて（イメージ）

○　見直しにあたっては、**報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である３千円に留める**とともに、
①**令和６年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外**
②見直しにより区分が下がる場合についても**基本報酬の減少額が３％程度に収まるよう中間的な区分を新設**
③**令和６年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**
配慮措置を講ずる。

※人員配置基準６：１、定員20名以下の場合

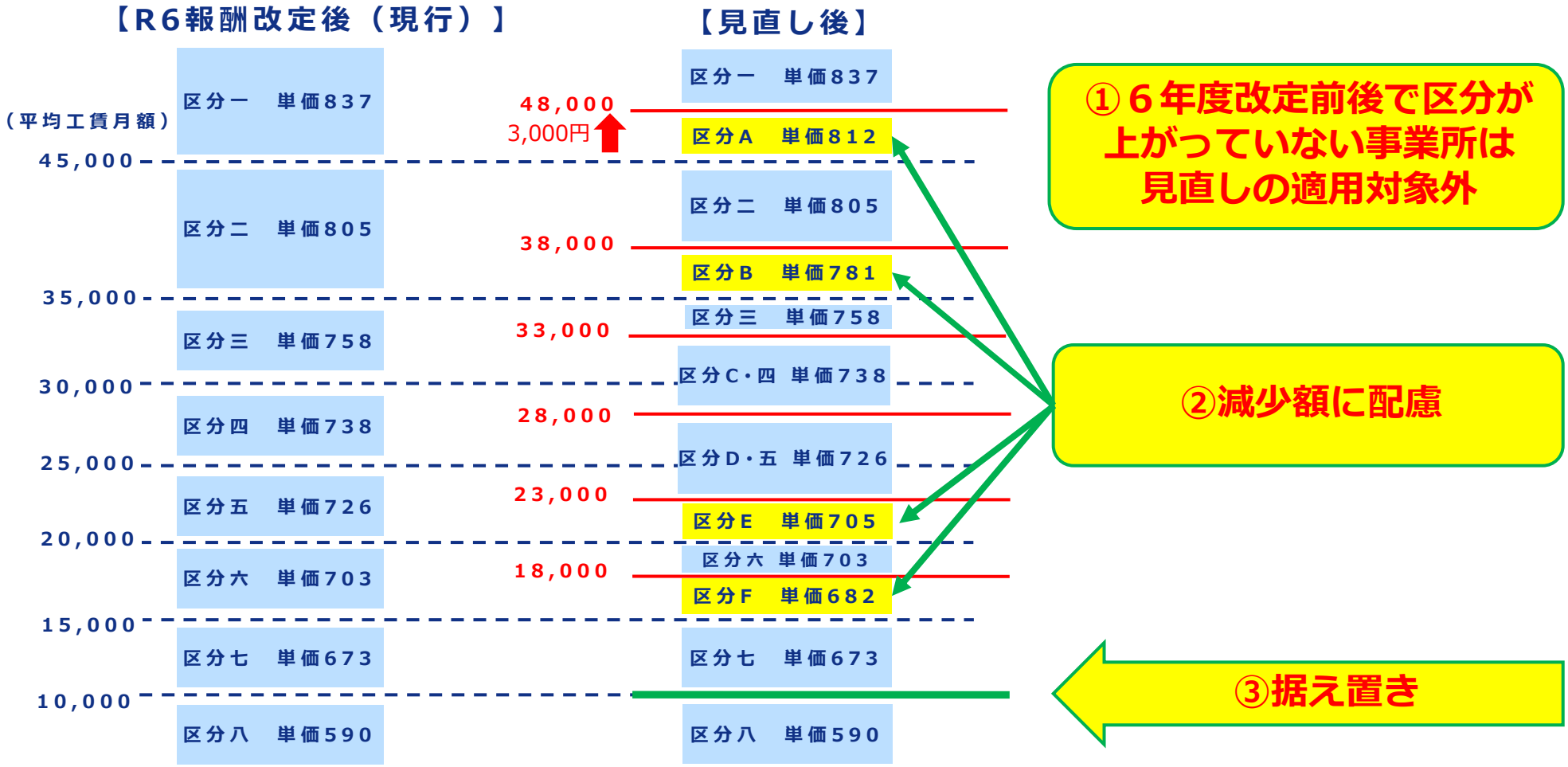

2(3)応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

○ 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。

○ 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行 】

算定要件等

○ 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○ 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)

※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい

※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

○ 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3)応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

○ 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害者への配慮＞

- 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3)応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

○ 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害者への配慮＞

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3)応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

○ 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害児等への配慮＞

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療的ケア区分(1～3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

2(3)応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

○ 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

＜重度障害児等への配慮＞

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療的ケア区分(1～3)、強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

（参考①）配慮措置の対象

◎就労継続支援B型・共同生活援助 （重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）
○ 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）
○ 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）
○ 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算（Ⅳ）】
○ 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】
○ 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】
○ 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】
○ 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

（参考②）配慮措置の対象

（基本報酬）

◎児童発達支援・放課後等デイサービス

【医療的ケア区分による基本報酬（医療的ケア区分１～３）】

○　医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】

○　主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

（加算）

◎児童発達支援

【強度行動障害児支援加算】

○　児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）】

○　難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

【人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）】

○　難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を１名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

○　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を１名以上配置し支援を行った場合に加算

◎放課後等デイサービス

【強度行動障害児支援加算（Ⅰ）】

○　児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【強度行動障害児支援加算（Ⅱ）】

○　児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算】

○　難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を１名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

○　視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を１名以上配置している場合に加算

（参考③）配慮措置の対象

○　特別地域加算の対象地域

一　離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
二　奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
三　豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
五　山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
六　小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
七　半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
九　過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
十　沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

※「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」（平成21年厚労告第176号）、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」（平24厚労告第233号）に該当する地域